

給与所得金額の計算表

キ 給与収入金額	⑦ 給与所得金額
550,999 円まで	0 円
551,000 円 ~ 1,618,999 円	収入金額 - 550,000 円
1,619,000 円 ~ 1,619,999 円	1,069,000 円
1,620,000 円 ~ 1,621,999 円	1,070,000 円
1,622,000 円 ~ 1,623,999 円	1,072,000 円
1,624,000 円 ~ 1,627,999 円	1,074,000 円
1,628,000 円 ~ 1,799,999 円	A: 収入金額を「4」で割って千円未満を切り捨てた額 A×2.4+100,000 円
1,800,000 円 ~ 3,599,999 円	A×2.8-80,000 円
3,600,000 円 ~ 6,599,999 円	A×3.2-440,000 円
6,600,000 円 ~ 8,499,999 円	収入金額 ×0.9 - 1,100,000 円
8,500,000 円以上	収入金額 - 1,950,000 円

公的年金等所得金額の計算表

	ク 公的年金等収入金額	⑧ 公的年金等所得金額
65 歳未満	昭和34年1月2日以前出生	130万円未満 収入金額-60万円
	昭和34年1月1日以前出生	130万円以上410万円未満 収入金額×75%-27万5千円
		410万円以上770万円未満 収入金額×85%-68万5千円
		770万円以上1,000万円未満 収入金額×95%-145万5千円
		1,000万円以上 収入金額-195万5千円
65 歳以上	昭和34年1月1日以前出生	330万円未満 収入金額-110万円
		330万円以上410万円未満 収入金額×75%-27万5千円
		410万円以上770万円未満 収入金額×85%-68万5千円
		770万円以上1,000万円未満 収入金額×95%-145万5千円
	1,000万円以上 収入金額-195万5千円	

公的年金等所得金額以外の所得が、1,000万円を超える場合は、計算方法が異なります。

所得金額調整控除

- (1) 給与収入金額が850万円を超え、下記ア、イまたはウのいずれかに該当する場合は、所得金額調整控除が適用されます。
- ア 本人が特別障害者に該当する。
 - イ 年齢23歳未満の扶養親族を有する。
 - ウ 特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する。
- 所得金額調整控除={給与収入金額(1,000万円を超える場合は1,000万円)-850万円}×10%
- (2) 給与所得金額及び公的年金等所得金額があり、その合計額が10万円を超える場合は、所得金額調整控除が適用されます。
- 所得金額調整控除=給与所得金額(10万円を超える場合は10万円)+公的年金等所得金額(10万円を超える場合は10万円)-10万円
- ※上限は10万円です。
- ※(1)の控除がある場合、(1)の控除後の金額から(2)の金額を控除します。

3. 所得から差し引かれる金額に関する事項(所得控除)

社会保険の種類		支払額	
⑫ 社会保険料控除			円
			円
	合計		円
⑬ 小規模企業共済等掛金控除			円
⑭ 生命保険料控除	新生命保険料の支払額	円	旧生命保険料の支払額
	新個人年金保険料の支払額	円	旧個人年金保険料の支払額
	介護医療保険料の支払額	円	
	地震保険料の支払額	円	旧長期損害保険料の支払額
⑯ 寡婦、ひとり親、勤労学生控除	⑯ 寡婦控除、ひとり親控除 (「死別」「生死不明」「ひとり親控除」に該当する年より)	⑰ 勤労学生控除 (学校名)	
⑱ 障害者控除	氏名		身体・精神・療育(級)障害者控除対象者認定書(特・他)
	マイナンバー		同居: 別居:
	氏名		身体・精神・療育(級)障害者控除対象者認定書(特・他)
	マイナンバー		同居: 別居:
⑲ 配偶者控除 配偶者特別控除 同一生計配偶者	配偶者の氏名	生年月日	配偶者の合計所得
	マイナンバー		配偶者特別控除に該当:
⑳ 扶養控除 ※別居の場合は、第2表6を記入	1 氏名	同居: 別居:	生年月日
	マイナンバー		<16歳未満に該当>
	2 氏名	同居: 別居:	
	マイナンバー		<16歳未満に該当>
	3 氏名	同居: 別居:	
	マイナンバー		<16歳未満に該当>
	4 氏名	同居: 別居:	
	マイナンバー		<16歳未満に該当>
㉑ 雑損控除	雑損金額	円	保険等補てん額
	雑損金額	円	差引損失額のうち災害関連支拂の金額
㉒ 医療費控除	A. 支払った医療費	円	B. 保険等補てん額
	セルフメディケーション税制	円	B. 保険等補てん額
	A. 医薬品等購入費	円	B. 保険等補てん額
	医療費控除は裏面の明細書を記入してください。		

※以下については、裏面(3、4ページ)の各種控除についての参考資料(計算表や人的控除等の参考資料)を参照しながら記入してください。

- (3) 「3 所得から差し引かれる金額に関する事項(所得控除)」の欄に各種支払額や人的控除(配偶者(特別)控除や扶養控除等)の該当する内容を記入します。
- ⑫~⑮は、各種支払額を記入します。
 - ⑯⑰は、該当する項目を記入します。
 - ⑱~⑳は、該当する人の氏名等を記入します。
 - ㉑は、先に「医療費控除の明細書」を作成し、それをもとに金額を記入します。4ページ目に記入例を載せています。
- (4) 「4 所得から差し引かれる金額(所得控除)」の欄には、「3 所得から差し引かれる金額に関する事項(所得控除)」に記入した情報をもとに、控除金額を記入します。

4 所得から差し引かれる金額(所得控除)	控除の種類	金額	控除率	控除後の金額
4	社会保険料控除	⑫		
	小規模企業共済等掛金控除	⑬		
	生命保険料控除	⑭		
	地震保険料控除	⑮		
	寡婦、ひとり親控除	⑯	0	0
	勤労学生、障害者控除	⑰~⑱	0	0
	配偶者(特別)控除	⑲	0	0
	扶養控除	⑳	0	0
	基礎控除	㉑	430	0
	雑損控除	㉒		
医療費控除	㉓			
合計	㉔			

「3 所得から差し引かれる金額に関する事項(所得控除)」の⑫⑬の金額を記入します。

裏面(3、4ページ)の各種控除についての参考資料(計算表や人的控除等の参考資料)をもとに算出した金額を記入します。

この欄は職員が記入しますので、記入は不要です。

郵送受付 2-5 受付 控え済 医療費 No.